

社会福祉法人愛知県厚生事業団評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知県厚生事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、事業団の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 専任とは、役員のうち事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非専任とは、役員のうち、専任役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、賞与及び退職慰労金とする。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費、通勤手当等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等及び費用の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等及び費用を支給する。

- (1) 専任の役員については、報酬、賞与及び退職慰労金並びに旅費、通勤手当等を支給する。ただし、監事については、賞与及び退職慰労金は支給しない。また、特別の事情がある場合は、退職慰労金は支給しない。
- (2) 非専任の役員等については、業務に応じた報酬及び旅費を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 2 専任の役員に対する退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(専任の役員の報酬等及び費用の算定方法)

第4条 専任の役員に対する報酬等及び費用の額は、次の各号による報酬等及び費用の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職慰労金については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 旅費については、別表第4の区分により、社会福祉法人愛知県厚生事業団職員の給与及び旅費に関する規程に定める額
- (5) 通勤手当については、社会福祉法人愛知県厚生事業団の通勤手当に関する細則等に定める額

(非専任の役員等の報酬等及び費用の算定方法)

第5条 非専任の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第5に定める額

(2) 旅費については、別表第4の区分により、社会福祉法人愛知県厚生事業団職員の給与及び旅費に関する規程に定める額

(事業団の職員を兼ねる者の併給調整)

第6条 事業団の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等及び通勤手当は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 専任の役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とし、振込により支給する。

(1) 報酬については、その月の16日とする。ただし、当該日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、職員の例による。

(2) 賞与については、6月30日及び12月10日とする。ただし、当該日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、職員の例による。

(3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。

2 非専任の役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金、または振込で支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに専任の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 専任の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、専任の役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第10条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 12 月 26 日評議員会承認)

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。(平成 29 年 6 月 27 日評議員会承認)

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(平成 30 年 3 月 26 日評議員会承認)

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 23 日から施行する。(令和 4 年 6 月 23 日評議員会承認)

別表 1 (専任の役員の報酬)

役 職 名	報酬の額
理 事 長	月額 514,300 円
常務理事	月額 449,500 円
監 事	月額 222,500 円

別表 2 (専任の役員の賞与)

役職名	賞与の額
理事長	6 月賞与： {報酬の月額 + (役職等加算 0.2 × 報酬の月額) + (管理職加算 0.25 × 報酬の月額)} × 1.025 12 月賞与： {報酬の月額 + (役職等加算 0.2 × 報酬の月額) + (管理職加算 0.25 × 報酬の月額)} × 1.175
常務理事	6 月賞与： {報酬の月額 + (役職等加算 0.2 × 報酬の月額) + (管理職加算 0.13 × 報酬の月額)} × 1.025 12 月賞与： {報酬の月額 + (役職等加算 0.2 × 報酬の月額) + (管理職加算 0.13 × 報酬の月額)} × 1.175

別表 3 (専任の役員の退職慰労金算定式)

最終報酬月額 × 在任年数 × 支給割合

※上記在任年数及び支給割合は職員の退職手当に準ずる。

別表 4

区 分	愛知県の職員の旅費に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の区分
-----	----------------------------------

評 議 員	一般職員の欄準用
理 事 長	指定職員の欄準用
理 事	一般職員の欄準用
監 事	

別表 5（非専任の役員等の報酬）

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	16,500 円
上記の他、事業団及び施設のための用務	16,500 円

(2) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	16,500 円
上記の他、事業団及び施設のための用務	16,500 円

(3) 監事

区 分	日 額
監事監査、評議員会及び理事会への出席	20,000 円
上記の他、事業団及び施設のための用務	20,000 円